

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年11月30日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第12号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月8日

亀岡市長 桂川孝裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和2年10月8日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 45,883円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 13歳女性
- 3 事故の概要

令和2年7月29日午後3時10分頃、亀岡市吉川町吉田地内において、府道東掛小林線を東方向へ走行中の市車両が交差点に進入したところ、北方向へ交差点に進入してきた相手方自転車と接触し、相手方車両が損傷し、相手方が負傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 45,883円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 13歳女性
- 3 事故の概要

令和2年7月29日午後3時10分頃、亀岡市吉川町吉田地内において、府道東掛小林線を東方向へ走行中の市車両が交差点に進入したところ、北方向へ交差点に進入してきた相手方自転車と接触し、相手方車両が損傷し、相手方が負傷した。